

## 社会福祉法人 中野市社会福祉協議会事務処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人中野市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第30条の規定により事務の専決について、必要な事項を定めるものとする。

(事務処理)

第2条 事務処理は、すべて決裁を得て施行する。

2 決裁は、会長又はこの規程によりその権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が自らこれを行なう。

(会長の決裁事項)

第3条 会長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規程等の制定並びに改廃に関する事。
- (2) 職員の任免又は委嘱に関する事。
- (3) 職員の懲戒及び表彰に関する事。
- (4) 職員の服務及び給与に関する事。
- (5) 理事、評議員及び監事の出張に関する事。
- (6) 予算の編成及び決算書の作成に関する事。
- (7) 各種大会、会議等に関する事。
- (8) 1件500万円以上の支出負担行為及び支出命令に関する事。(報酬、給料、賃金、手当、旅費及び法定福利費は除く。)
- (9) 寄付採納に関する事。
- (10) 滞納に係る欠損処分に関する事。
- (11) 各種制度資金の貸付に関する事。
- (12) 重要な事項の計画及び実施に関する事。
- (13) 前各号のほか特に重要な事項に関する事。
- (14) 副会長が専決する事項のうち、副会長において会長の決裁を要すると認めるもの。

(副会長の専決事項)

第4条 副会長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 参事、副参事及び常務理事の在勤地外出張に関する事。
- (2) 参事、副参事及び常務理事の休暇願及び欠勤届に関する事。
- (3) 1件500万円未満200万円以上の支出負担行為及び支出命令に関する事。(報酬、給料、賃金、手当、旅費及び法定福利費は除く。)
- (4) 予備費の充当に関する事。
- (5) 常務理事が専決する事項のうち、常務理事において副会長の決裁を要すると認めるもの。

(常務理事の専決事項)

第5条 常務理事の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 報酬、給料、賃金、手当、旅費及び法定福利費の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (2) 1件200万円未満50万円以上の支出負担行為及び支出命令に関すること。(報酬、給料、賃金、手当、旅費及び法定福利費は除く。)
- (3) 局長の在勤地外出張に関すること。
- (4) 局長の休暇願及び欠勤届に関すること。  
(局長の専決事項)

第6条 局長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 収入の調定及び収入命令に関すること。
- (2) 1件50万円未満の支出負担行為及び支出命令に関すること。ただし、所長の所掌に係る経常的経費のうち、水道光熱費、燃料費、電話料、下水道使用料の支出負担行為及び支出命令に関することを除く。
- (3) 経理区分内の予算流用に関すること。
- (4) 次長、所長の在勤地外出張に関すること。
- (5) 次長、所長の休暇願及び欠勤届に関すること。
- (6) 次長、所長の勤務を要しない日の指定に関すること。
- (7) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。  
(次長の専決事項)

第7条 次長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 財産の管理に関すること。(事務局次長)
- (2) 出勤簿に関すること。
- (3) 諸台帳の調整及び整備に関すること。
- (4) 所属職員の在勤地外出張に関すること。
- (5) 所属職員の休暇願及び欠勤届に関すること。
- (6) 所属職員の勤務を要しない日の指定に関すること。
- (7) 契約事務に関すること。ただし、所長の専決事項に係る事項を除く。  
(所長の専決事項)

第8条 所長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 所長の所掌に係る経常的経費のうち、水道光熱費、燃料費、電話料、下水道使用料の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (2) 通所介護に係る契約事務に関すること。
- (3) 所属職員の職務分担に関すること
- (4) 所属職員の休暇願及び欠勤届に関すること。
- (5) 所属職員の在勤地外出張に関すること。
- (6) 所属職員の勤務を要しない日の指定に関すること。
- (7) 所属職員が欠け又は出張、欠勤、休暇等のため不在となったときの臨時的職員の雇用に関すること。

- (8) 公用車に関すること。
- (9) 通所者及び利用者の処遇に関すること。
- (10) 軽易な通知、届出、照会及び回答に関すること。

(代決処理)

第9条 会長が不在のときは、定款第21条第3項により定める順位により副会長が、会長及びすべての副会長がともに不在のときは常務理事が、会長、副会長及び常務理事がともに不在のときは、事業を所管する局長が、会長、副会長、常務理事及び局長がともに不在のときは、事業を所管する次長がその事務を代決する。

2 前項の規定により代決した者は、その代決した事務については代決の旨を表示し、後閲の必要のあるものは後閲と明記して、決裁権者が出勤したときは速やかに決裁権者の閲覧を受けなければならない。

(その他)

第10条 前条に定めなき事項については、中野市事務処理規則の規定による。

(文書管理)

第11条 文書の取扱及び管理については、中野市文書取扱規程の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。